

北海道都市計画審議会

第312回会議 議事録

と き 令和5年(2023年)5月30日(火)
13時30分から14時05分まで
ところ 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 7階 710会議室

北海道都市計画審議会

署名委員

佐藤季規

宮下准一

第312回 北海道都市計画審議会 出席者名簿

1 北海道都市計画審議会委員

区分	所属名	職名	委員名	代理人職名	代理人氏名
学識経験者	北海学園大学	教授	浅妻 裕		
	室蘭工業大学	教授	有村 幹治		
	北海学園大学	教授	岡本 浩一		
	一般社団法人北海道商工会議所連合会	常務理事	佐藤 季規		
	北海学園大学	教授	鈴木 聡士		
	北海道大学大学院	准教授	東條 安匡		
関係行政機関	北海道開発局	局長	石塚 宗司	開発監理部長 開発調整課長	井田 泰蔵
	北海道財務局	局長	松重 友啓	管財総括第一課長	工藤 聡
	北海道経済産業局	局長	岩永 正嗣	産業振興課長	直江 健三
	北海道運輸局	局長	岩城 宏幸	交通政策部 交通企画課専門官	西村 亜紀子
	北海道警察本部	本部長	鈴木 信弘	交通規制課調査官	鈴木 敏充
市町村長の代表	札幌市	市長	秋元 克広	まちづくり政策局長 都市計画部長	長谷川 豊
	厚真町	町長	宮坂 尚市朗		
北海道議会議員の代表	自民党・道民会議		宮下 准一		
	自民党・道民会議		渡邊 靖司		
	民主・道民連合		笹田 浩		
	民主・道民連合		小泉 真志		
	北海道結志会		水口 典一		

2 事務局職員

職名	氏名
都市計画課長	道脇 正則
都市計画課課長補佐 (景観・基本計画)	平 館 恵
都市計画課課長補佐 (区域計画・施設計画)	田 村 佳 愛
総括主査兼 基本計画係長	酒 井 涉
専門主任	前 川 尚 志
専門主任	柴 田 直 子
主 事	笠 島 圭 将
区域計画係長	安 栗 大 樹
主査(土地利用)	朝 野 哲 夫
主 任	田 村 佳 文
主 任	二 木 麻 衣
技 師	中 上 亮
施設計画係長	柴 田 泰 孝
主 任	古 川 友 啓
技 師	高 橋 直 裕

職名	氏名
建築指導課審査係長	橋 本 幸 司
技 師	佐 竹 都 築
江別市建設部 建築指導課主幹	藤 村 和 憲
建築指導課 建築指導係長	須 田 磨 都 香

第312回 北海道都市計画審議会

本審査議案

日時：令和5年（2023年）5月30日（火）13時30分～

場所：かでの2・7 7階 710会議室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要
1	建築基準法第51条ただし書許可 (北日本総業株式会社) (江別市)	産業廃棄物処理施設（木くず・廃プラスチック類の破碎処理施設）

第312回 北海道都市計画審議会

予備審査議案

日時：令和5年（2023年）5月30日（火）13時30分～

場所：かでの2・7 7階 710会議室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要
1	◎ 小樽都市計画道路の変更 (小樽市)	駅前広場の追加

○都市計画課課長 ただいまから、「第312回北海道都市計画審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課 課長の道脇でございます。

お手元に本日の議事資料としまして、次第、名簿、配席図、「北海道都市計画審議会の概要」に係る資料、本審査 議案第1号の議案書及び資料をお配りしています。

また、この他に、事前に開催案内にあわせて、予備審査 議案第1号の議案書及び資料を送付しております。

お手元に不足している資料はございませんでしょうか。

今回は年度初めの審議会でございますので、当課において毎年、年度末に発行しています「北海道の都市計画」という冊子をお配りしています。

本冊子は、都市計画制度の概要と都市計画決定等の統計資料をまとめたものとなっております。

御参考にしていただければと思います。

それでは、ここで、開催要件の確認をさせていただきます。

本日は、任命手続き中である市町村議会議長の代表2名を除いた委員総数21名中、委任状出席も含め18名の委員の出席となっております。

このため、北海道都市計画審議会条例第5条第1項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

審議に先立ちまして、新委員を御紹介いたします。

「北海道議会議員の代表」の委員としまして、5名の方々が新たに就任されました。

お手元に配布しました委員名簿順に御紹介いたします。

宮下准一委員でございます。

○宮下委員 宮下です。よろしくお願いいたします。

○都市計画課課長 渡邊靖司委員でございます。

○渡邊委員 よろしくお願ひいたします。

○都市計画課課長 笹田浩委員でございます。

○笹田委員 よろしくお願ひいたします。

○都市計画課課長 小泉真志委員でございます。

○小泉委員 よろしくお願ひいたします。

○都市計画課課長 水口典一委員でございます。

○水口委員 よろしくお願ひします。

○都市計画課課長 以上、新委員の御紹介でございました。

それでは、有村会長、議事の進行のほど、よろしくお願ひいたします。

○有村会長 委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議案の審議に入ります前に、議事録の署名委員として、佐藤季規委員と宮下准一委員のお二人にお願ひしたいと思ひますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員、宮下委員 よろしくお願ひします。

○有村会長 これより議案の審議に入らせていただきますので、報道機関の方の撮影は、これ以降、御遠慮くださるようお願ひします。

本日は、新たに委員になられた方もおりますので、審議に先立ちまして、「北海道都市計画審議会の概要」について、事務局から説明をしていただきます。

よろしくお願ひします。

○都市計画課 総括主査兼基本計画係長 それでは、都市計画審議会の概要について御説明いたします。

はじめに北海道都市計画審議会における審議事項について御説明いたします。

都道府県都市計画審議会は、都市計画法第77条の規定に基づき、「都市計画法によりその権限に属せられた事項の調査審議」、「都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議」及び「都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること」を目的として設置されるものです。

一つ目の「都市計画法によりその権限に属せられた事項の調査審議」としましては、都市計画法第5条の規定に基づく「都市計画区域の指定、変更又は廃止」や、同法第5条の2の規定に基づく「準都市計画区域の指定、変更又は廃止」における『意見聴取』、同法第18条及び第21条の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域について定められる各種都市計画の決定又は変更における『付議』などが挙げられます。

二つ目の「都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議」としましては、建築基準法第22条区域いわゆる屋根不燃化区域の指定における『意見聴取』、産業廃棄物処理施設に係る同法第51条ただし書き許可や、用途地域の指定のない区域内の建築物に関する同法第52条、第53条、第56条の規定に基づく数値いわゆる白地地域の建築形態制限規制値の指定における『付議』などが挙げられます。

この他に「都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること」が北海道都市計画審議会の審議事項となります。

次に北海道都市計画審議会の組織について御説明いたします。

都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことから、都市計画を定めるときには都市計画決定権者である行政機関だけで判断するのではなく、学識経験のある者、議会の議員、関係行政機関の職員などから構成される都市計画審議会の議を経ることとされています。

北海道都市計画審議会は、都市計画法第77条、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令を踏まえて制定された北海道都市計画審議会条例第3条の規定に基づき、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、北海道議会議員及び市町村の議会の議長を代表する者について知事が任命しています。

北海道都市計画審議会の委員構成は、学識経験のある者が8名、関係行政機関の職員が5名、市町村の長を代表する者が2名、北海道議会議員が6名、市町村の議会の議長を代表する者が2名の総勢23名から構成されています。

次に「都市計画法によりその権限に属せられた事項の調査審議」として本審議会において御審議いただく北海道決定の都市計画について御説明いたします。

都市計画区域について定められる都市計画には、用途地域等の地域地区、道路、公園、下水道等の都市施設、市街地開発事業、地区計画等がありますが、このうち北海道が決定することとなる都市計画は、一の市町村の区域を越えて広域の見地から決定すべきものとして表に示す都市計画となります。

このうち、近5年に本審議会にて御審議いただいた都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、区域区分の変更、地域地区のうち臨港地区の変更、都市施設のうち道路及び下水道の変更となります。

次に近5年の北海道都市計画審議会の審議件数について御説明いたします。

北海道では、令和元年度及び2年度に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の第2回定時見直しを実施したところであり、あわせて区域区分の変更などもあったことからこの2年間は審議件数が大幅に増加しておりますが、通常は年4、5回の開催において10から20件前後の件数について御審議いただいております。

最後に北海道が定める都市計画の決定手続きについて御説明いたします。

道が定める都市計画は、法第15条の2第1項の規定に基づき、原則として当該市町村から案の申し出をいただき、当該案をもとに道が素案を作成します。

なお、当該市町村では、道への案の申し出にあたり、必要に応じて市町村都市計画審議会の意見を聴くことがあります。

道では、素案をもとに当該市町村の協力を仰ぎながら、法第16条第1項の規定に基づき、必要に応じて公聴会、説明会、パブリックコメント等を実施し、住民の方からの御意見等を踏まえ、必要な場合は素案を一部修正の上、原案を作成します。

原案作成後、関係行政機関を幹事とする北海道都市計画審議会幹事会での審議を経た後、本審議会において予備審査を行います。

予備審査とは、北海道都市計画審議会運営規約に基づき、都市計画決定手続きが本審議会の意見を反映した案により進められるよう、原案を審議するために行われるものです。

予備審査後、国土交通大臣の同意が必要な場合は、国土交通省と事前協議を行い、事前協議が整い次第、法第18条第1項の規定に基づき、当該市町村に意見聴取を行います。

なお、当該市町村では、道への意見聴取の回答にあたり、必要に応じて市町村都市計画審議会の意見を聴くことがあります。

次に法第17条第1項の規定に基づき、案の公告及び2週間の縦覧を行います。

その期間内に法第17条第2項の規定に基づき、住民の方は意見書を提出することができます。

案の公告縦覧後、法第18条第1項の規定に基づき、本審議会において本審査を行います。

なお、案の縦覧時に意見書の提出があった場合は、法第18条第2項の規定に基づき、意見書の要旨を本審議会に提出します。

本審査の議決後、国土交通大臣の同意が必要な場合は国土交通大臣との同意協議を行います。

国土交通大臣の同意を得た後、法第20条第1項の規定に基づき都市計画決定を告示し、同条第2項の規定に基づき都市計画決定図書を縦覧の用に供することとなります。

以上で都市計画審議会の概要についての説明を終わらせていただきます

○有村会長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対し、御質問等はございませんでしょうか。

○有村会長 よろしいですか。

それでは、御質問等はないようですので、議事を進めてまいります。

本日の議案は、議事次第のとおり、本審査案件1件と、予備審査案件1件となっております。

それでは、本審査の審議に入ります。

議案第1号「建築基準法第51条ただし書き許可（北日本総業株式会社）（江別市）」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○**建築指導課審査係長** 議案第1号「建築基準法第51条ただし書許可」について、御説明いたします。

まずは、制度の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではない。」と規定されております。

また、「政令で定める処理施設」とは、建築基準法施行令において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の設置許可を要する、一般廃棄物処理施設の「ごみ処理施設」と、「産業廃棄物処理施設」とされております。

こちらのスライドは政令で定める許可を要する処理施設について表にまとめたものです。

青点線で囲まれた部分の一般廃棄物処理施設である「ごみ処理施設」については一日5t以上のもので許可を要する施設に該当します。

また、赤点線で囲まれた「産業廃棄物」については、施設の種類毎に、用途地域と処理能力によって、許可の要否が定められております。

本案件のような破碎施設については、廃棄物が「廃プラスチック類」と「木くず又はがれき類」で許可が必要となる処理能力が定められており、工業地域、工業専用地域以外の都市計画区域内では、廃プラスチック類、木くず又はがれき類共に、一日5tを超えるものが、許可が必要となります。

また、工業地域、工業専用地域内では、廃プラスチック類の破碎施設は一日6tを超えるもの、木くず又はがれき類の破碎施設は一日100tを超えるものが、許可が必要となります。

次に、北海道と市町村の権限についてですが、都市計画においてその敷地の位置を決定する場合は、産業廃棄物処理施設については北海道が決定し、一般廃棄物処理施設については市町村が決定することとなっております。

これと同様に、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁が許可する場合は、産業廃棄物については、北海道都市計画審議会の議を、一般廃棄物処理施設については、市町村都市計画審議会の議を経ることとなっております。

本案件においては、産業廃棄物処理施設のため、本審議会の議を要するものとなります。

○江別市建設部建築指導課主幹 引き続き、申請施設の概要を説明いたします。

申請者は、北日本総業株式会社 代表取締役 湯藤 学、申請位置は、江別市角山177番地5の内で、市街化調整区域内となります。

こちらの申請者は、申請地の西側の土地において平成9年より産業廃棄物の破砕処理を行っております。

今回、既存施設の老朽化により更新が必要になったこと、また、市内における堅調な住宅の建て替え需要等による木くず等の増加に対して、処理能力が不足していることから、既存施設より高い処理能力を有する施設を申請敷地に設置するものでございます。

次に、事業の概要ですが、処理施設の種類は、産業廃棄物処理施設である「破砕施設」です。

一日当たりの処理能力は、廃プラスチック類が103.6t、紙くずが147.9t、木くずが249.53t、繊維くずが54.4tです。

市街化調整区域内で廃プラスチック類、木くずの処理能力が一日当たり5tを超える場合、許可を要することから、今回、本都市計画審議会に付議するものでございます。

こちらは、江別市の都市計画図でございます。

画面左上部の赤い吹き出しで「申請地」と記載している部分が、今回の申請敷地です。

申請地の下を斜めに横断する青い線が国道275号、画面右下を斜めに横断する青い線が国道12号です。その下の黒い点線がJR線で、左下側が札幌方面、右側が旭川方面になります。

また、国道12号のすぐ上の黄色い丸印が「江別市役所」です。

申請敷地は、江別市役所から、北西に約4.5km離れており、江別市街地とは工業専用地域を示す水色に塗られた江別第1及び第2工業団地を隔てた市街化調整区域に位置しております。

申請地は、市道に接しており、市道から国道275号、道道札幌北広島環状線、国道12号などが主要な搬出入経路となっており、住宅地を経由するものではございません。

こちらは、申請地周辺を上空から撮影した写真です。

赤線で囲われた範囲が申請地、橙色の線で囲われた範囲が既存施設です。

申請敷地の地目は原野で、現在、資材置き場として利用されております。

申請地の周辺は、産業廃棄物処理施設が立地しているほか、原野及び農地となっており、国道275号の南、画面下側には江別第1及び第2工業団地があります。

申請地及び申請地周辺地域は市街化調整区域であり、学校、病院などの施設や住宅地は

なく、市街化を図る計画のない地域でございます。

なお、申請者において産業廃棄物処理施設に関して、周辺住民の同意及び地元自治会との協定締結がされております。

次は、申請施設の配置図です。

画面の左側が北になっており、赤線で囲われた範囲が申請地でございます。

敷地の西、画面下側の市道に接してありまして、画面右方向が国道275号に至っております。

敷地の外周部には、緩衝帯、環境保全のための緑地帯があります。

黄色で塗りつぶしているのが、管理棟及び倉庫で、その東側に移動式破砕機が設置されます。

事前に行われた生活環境影響調査においては、排ガス、粉塵、騒音、振動への公害防止対策を講じ、環境保全目標値を満足する計画となっております。

また、関係法令に基づく手続きの状況でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可については、本年2月に許可を受けております。

最後に、都市計画の視点であります。当該地区は市街化調整区域であり市街化の傾向はなく、申請地に都市施設等の計画もございません。

また、「札幌圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置するとの方針を定めてありまして、申請施設が北海道廃棄物処理計画における産業廃棄物の処理に関する方針に適合しておりますことから、都市計画との整合が図られているものと考えております。

以上のことから、江別市としては都市計画上支障がないものと判断しております。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○有村会長 ありがとうございます。

ただいまの議案第1号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○有村会長 よろしいですか。

それでは、御意見等はないようですので、本議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○有村会長 御異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決されました。

引き続き、予備審査の審議に入ります。

議案第1号「小樽都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課施設計画係長 議案第1号、小樽都市計画道路の変更について説明させていただきます。

こちらは小樽市の都市計画道路において、北海道新幹線新小樽（仮称）駅前広場の区域を新たに設置する議案でございます。

本案件は道道にかかる変更であるため、都市計画法により、北海道決定となっております。

スクリーンを御覧ください。

こちらは、小樽市の総括図でございます。

スクリーン上側が北で、こちらが小樽市中心部、右下が札幌市方面、左上が余市町方面です。

余市町方面から南東方面にかけて国道5号、高速道路である1.3.1号小樽山手通（北海道横断自動車道）が走っており、現在整備中であります北海道新幹線のルートがこちらになります。

今回の変更は、北海道新幹線の開業に伴い建設される新小樽（仮称）駅において、新たな交通結節点となる駅前広場を都市計画道路3.4.14号若松線に設置するため、都市計画道路の区域変更を行うものであります。

ここで、北海道新幹線の概要を簡単に御説明いたします。

御覧いただいているのは、北海道新幹線のルート図です。

北海道新幹線（新青森～札幌間）は「全国新幹線鉄道整備法」に基づく整備計画により整備が行われている「整備新幹線」です。

平成28年3月26日に新青森駅から新函館北斗駅間が開業し、以降は新八雲（仮称）駅、長万部駅、倶知安駅、新小樽（仮称）駅を經由し、札幌駅まで延伸される予定となっております。

現在、新函館北斗駅から札幌駅までの区間が整備中となっており、本議案は新小樽（仮称）駅に関連する都市計画道路の区域変更となっております。

こちらが新小樽（仮称）駅の駅周辺を拡大した計画図となります。

3.4.14号若松線は、若松1丁目の道道小樽港線との交点を起点とし、奥沢水源地がある天神2丁目を終点とする幹線街路であります。

昭和10年に旧都市計画法において当初決定され、その後、昭和47年に現行の都市計画法にて改めて都市計画決定がなされました。

直近では平成15年に車線数の決定を行っており、現在、延長約2,700m、代表幅員18m、2

車線の幹線街路として都市計画決定されております。

今回の変更は、現道沿いの赤い線で囲まれた範囲に駅前広場の区域面積約7,600㎡を新たに都市計画変更するものでございます。

駅前広場の区域面積における各施設の配置について御説明いたします。

バス乗降場を4台、タクシー乗車場を3台、降車場を2台それぞれ配置し、タクシープールを19台分配置いたします。

一般車乗降場につきましては4台配置しますが、4台の内、通常の乗降場を2台、身障者用乗降場を2台それぞれ配置いたします、

また、乗降場ロータリー沿いに中長期的に自家用車を駐車させ公共交通機関に乗り換えるための身障者用駐車場を2台分配置いたします。

また、駅までの送迎時等一時的に駅前広場内に駐車するときの待機スペースとして、駅北側に一般車の一時駐車場を16台分配置いたします。

また、歩道部分にはバスやタクシー、一般車などの車両への乗り降りの際に雨や雪等を防ぐため、キャノピーという小さな屋根を設置いたします。

なお、各施設の配置数につきましては、小樽市が二次交通の確保と充実の必要性から、「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議」において交通事業者との協議により、計画したものとなっております。

こちらが駅前広場のイメージ図になります。

スクリーン上部の白い建物が、新小樽（仮称）駅です。

駅前広場は駅舎北側に設置され、駅舎西側に3.4.14号若松線が通っており、駅舎東側に2級河川勝納川が流れています。

駅前広場の敷地は三方が河川や線路、道路に囲まれ、必然的に地形などに併せる必要がありますが、そういった地形を活かし、山々に囲まれ、豊かな自然がある立地特性を活かした配置となっております。

なお、小樽都市計画区域マスタープランでは、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」において、3.4.14号若松線に新たな交通結節点となる北海道新幹線新小樽（仮称）駅の駅前広場を配置することとしており、今回の変更はマスタープランに即しているものと判断しております。

以上でございます。

○有村会長 ありがとうございます。

ただいまの予備審査議案第1号について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○有村会長 よろしいですか。

それでは、御意見等はないようですので、以上で、本日予定しておりました議事は、すべて終了いたしました。

各委員の皆様におかれましては、御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

事務局に進行をお返しいたします。

○都市計画課長 委員の皆様、御審議ありがとうございました。

次回の審議会は、令和5年7月19日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、「第312回北海道都市計画審議会」を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。